

豫備金支出の件、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會議、是等十二件ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセ

〔「異議ナシ」と呼ぶ者アリ〕

昭和十九年度特別會計豫備費支出の件
昭和十九年度特別會計第一豫備金支
出の件
昭和十九年度特別會計豫備費支出の件

支出の件
昭和二十年度第二豫備金支出の件
昭和二十年度豫備金外支出の件
昭和二十年度特別會計第二豫備金
支出の件

昭和二十一年度緊急財政処分に依る
支出の件
昭和二十一年度第二豫備金支出の
件

昭和二十一年度緊急対策費第一豫備金支出の件
右は本院において承諾と議決した、

昭和二十二年九月十九日

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

ザイマス、今其ノ重要ナル事項ヲ申上
ゲマスレバ、復員諸費、船舶運營費損
失補償及補助、價格調整補給金、食糧
増產對策諸費、風水害應急復舊諸費、
河川災害復舊費、政府職員臨時給與、
地方職員臨時給與補助、都市疎開事業
費補助等デゴザイマス、次ニ昭和二十
一年度一般會計施行豫算ニ於ケル第二
豫備金ノ豫算額ハ二十億圓デゴザイマ
スガ、内昭和二十一年四月十六日ヨリ
同年四月二十三日ニ至ル間ニ於テ其ノ
全額ヲ支出致シマシタ、其ノ主要ナル
事項ハ、終戰處理費、復員諸費、引揚
民對策諸費、蔬菜價格調整補給金、石
炭價格調整補給金、救濟福祉事業費補
助、政府職員給與特別措置費等デゴザ
イマス、次ニ昭和二十一年度一般會計
ニ於テ、緊急財政處分ニ依リマシテ支
出ヲ致シマシタ金額ハ二十二億三千三
百萬圓デゴザイマス、是ハ昭和二十
一年勅令第二百四十二號ニ依リ豫算外支
出ヲ致シタモノデアリマス、今其ノナ
要ナル事項ヲ申述ベマスレバ、復員諸
費、終戰處理費、石炭價格調整補給金、
歸還輸送費等デゴザイマス、次ニ昭和二
十一年度一般會計施行豫算ニ於ケル緊
急對策費第一豫備金ノ豫算額ハ二十億
圓デアリマシテ、内會計規則等戰時特例
第三十二條ノニ依リマシテ補充致シマ
シタ金額ハ四億圓デゴザイマス、サ
ウシテ昭和二十年度ニ於テ府縣ノ立裁
支辨致シタル戰時災害保護法ニ依ル保
護費デゴザイマス、尙昭和二十一年度
一般會計ニ於テ施行豫算計上ノ第二豫

備金、又ハ緊急對策費第一豫備金ヨリ
支出致シマシタ金額及緊急財政處分ニ
依リ支出致シマシタ金額ハ別途提出ノ
改定豫算に關する法律ニ依リマシテ、
昭和二十一年度改定豫算ノ定額ヨリ支
出致シタモノト看做サレルコトニナツ
テ居ル次第アリマス、以上簡略デガ
ザイマスガ、昭和十九年度第一豫備金
支出の件外事後承諾ヲ求ムル件十二件
ニ付テノ御説明ヲ申上ゲタ次第アリ
マス、何卒御審議ノ上、速カニ御承諾
ヲ下サラムコトヲ御願ヒ致シマス
○子爵戸澤正己君　只今議題トナリマ
シタ昭和十九年度第二豫備金支出の件
外十一件ノ特別委員ノ數ヲ十五名ト
シ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スル
ノ動議ヲ提出致シマス
○子爵秋田重季君　賛成
○議長(公爵徳川家正君)　戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」と呼フ者アリ」
○議長(公爵徳川家正君)　御異議ナイ
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致
サセマス
〔寺光書記官朗讀〕
昭和十九年度第一豫備金支出の件
(承諾ヲ求ムル件)外十一件特別委員
侯爵大炊御門經輝君侯爵大久保利謙君
伯爵前田　利男君子爵樋村　家治君
子爵藤井　兼誼君子爵牧野　忠永君
男爵高嶮　弓彦君男爵内田　敏雄君
男爵水谷川忠麿君　中村藤兵衛君
坂田　幹太君　塩田　團平君
島山　一清君　奥　主一郎君
岩元　達二君

衛生、風俗等ノ警察事務ハ成ルベク地
方團體ニ委任シタイト思フ、併シ治安
維持ニ關係アルモノハドウモサウ云フ
譯ニ行キマセヌ、折角地方ノ自治體ヲ
強化シテモ、地方ニハ色々ノ中央官廳
直屬ノ官廳ガアリマシテ、此ノ官廳ガ
此ノ機會ニ權限ヲ擴大スルコトニナル
ト地方ノ自治體ノ仕事ハ壓迫サレル、
サウ云フコトニ付テハ餘程今度ノ改正
ノ時ニ政府トシテ注意ヲ拂ツテ貰ハナ
クチヤナラヌ、折角ノ自治體ノ強化ガ
弱化ニナル虞ハナイカト云フヤウナコ
トニ付テ強キ注意ガアリマシタ、ソレ
カラ市町村長ガ今度ハ市町村外ノ農會
トカ、商工會ニ對シテ指揮監督スルコ
トニナリマシタノデ、ソレヲ無茶苦茶
ニヤルト云フト本來ノ監督系統ヲ亂ス
ナラヌト思フ、若シ市町村長ノ處分ガ
不當デアレバ是ハ監督官廳ガ取消スコ
トガ出來マスニ、又其處迄行カナクテ
運用上餘程圓滿ニヤツテ行カナレバ
ヤウナコトニナリハシナイカ、ソレニ
抵觸スルコトガアリハシナイカ、是ハ
モ、市町村長ガ言フコトヲ聽カナイヤ
ウナ場合ニハ其ノ當該監督官廳ニ事情
ヲ具陳スルコトモ出來ルシ、適當ニ運
用ガ出來ルト思フ、地方事務局、地方
事務所ヲドウスルノダ、地方事務局、
地方事務所ハ議院ノ希望ニモアリマ
シタ通り、事務局ノ方ハ廢止スル、地
方事務所ノ方ハ其ノ地方々々ニ依ツテ
色々事情ガ異ルカラシテ地方々々ノ事
情ニ委セル、人口其ノ他文化施設等ノ
都市集中ニ對シテ何カ之ヲ抑制スル方
法ハナインカ、之ニ付テハ内務省トシテ
只今小規模ノ國土計畫ヲヤツテ居ル、
ソコデ今小サイイ研究ヲシテ居ルケレド方
モ、コンナ小サイモノデハ駄目デアル

カラシテ、将来ハ國七言語審議會ト云
イ、是カラ此ノ秋カラ冬ニ掛ケテ非常
ニ澤山選舉ガ行ハレル、府縣會議員ノ
選舉、市町村會議員ノ選舉、都長官ノ
二紛更ヲ來ス處ガアルカラシテ成ルベ
ク早キヤラヌカ、内務省トシテハ地方
ノ主任官ノ會議ヲ屢々ヤリマシテ、諸
般ノ準備ヲ整ヘテ居ルシ、先づ此ノ法
案が順調ニ可決サレテ行キマスト、此
ノ十二月カラ來年ノ三月初メ頃迄三
ノ選舉ハ完了シタイト思フ、名簿ニ前
衆議院議員選舉ノ時ニ大分手落ガアツ
タガ、今度ハア、云フヤウニシナイヤ
ウニシテ貰ヒタイト云フヤウナ注意ガ
アリマシテ、名簿ニ付テハ今度ハ衆議
院議員ノ選舉ガ大分利用出來ルノデア
リマスカラシテ、マア慎重ヲ期シテ調
整シマシテ間違ビナイヤウニシタイ、
將來ハ名簿ハ一定ノ原簿ヲ作ツテ、登
録名簿ト云フヤウナモノヲ作ツテ置イ
テ、ソレニ依ツテ其ノ時々ノ加除修正
ノ、又他ニ名簿ヲ作ツテ二本建ニシテアル
ヤツテ行キタイト思フ、我ガ國ノ現狀
デハマダ市町村住民ノ政治意識が非常
ニ低イ、殊ニ女子ニ於テサウデアル、
仍テ繁榮ニ行ハレル所ノ各種ノ選舉
ニ、果シテ我々ガ期待シテ居ルヤウナ
立派ナ人物が出、又公正ナ方法ヲ講ス
ルコトガ出來ルカドウカ非常ニ懸念ニ
堪ヘナイ、ト云フノハ是ハ委員殆ド皆
一致シタ觀念デアリマシタガ、政府ハ
之ニ對シテドウ考ヘルカ、政府トシテ
ハ此ノ改正憲法、又ハ地方制度ノ改正
ノ機會ニ急速ニ一般民ノ啓蒙運動ヲ
ス、内閣ト文部省ガ中心ニナツテ、内

シ今迄ノ行キ方ノヤウデナク、官僚的
心トシテ政治的訓練ヲシタイト思フ、
選舉ニハ隨分紙ガ澤山要ルガ、其ノ
手當ハドウダ、又「ボスター」等無
駄ナモノガ出ヤシ、ナイカト思フガ、
其ノ邊ニ付テハドウ云フヤウニシテ、
居ルカ、紙ノ手配ハ既ニ考慮シ居
ル、實施ニ當リマシテハ「ボスター」
等ハ申合セデ以テ制限ヲシテ行
キタイト思フ、選舉費用ガ隨分掛
ノダガ、ソレヲ節減スル方法ハナイ
カ、或ハ候補者ノ濫立ヲ防グ方法ハナ
イカト云フヤウナコトモアリマシタガ、
選舉費用ノ方ハマア選舉公營ノ面カラ
モ能ク考へテ行キタイ、費用ノ制限ハ
自治體ノ選舉ニモヤツテ見タイト思
フ、知事ノ公選ニ付テハ大體衆議院ノ
一候補者竝ノ費用デハナイカト思フ、
候補者濫立ト云フ方ハ政黨ガ發達スレ
バ、事實上段々ソレヲ防グコトガ出來
ヤシナイト想フ、現任知事ガ立候補出
來ルゴドニナリマシタノデスガ、ソレニ
對シテ政府ハドウ云フ方針ヲ持ツテ居
ルカ、是ハ止メモシナイシ、獎勵セシマ
イ、唯地位ノ濫用ノ虞ガアルカラ、細心
ノ注意ヲ要スルコトナ、恐ラクハ第三者
ノ推薦ト云フコトガ多クナルデアラウ
町村其ノ他ノ名譽職トカ、公民權ト云フ
モノノ外シタノハドウダ、公民權ニ付テ
ハ住民ノ中カラ公民權ヲ持ツテ居ル者
ト然ラザル者ト二ツ出來ルノハ、此ノ時
世ニ副ハナカラシテ是ハ廢メタノダ、
名譽職ヲ廢メタノハ、矢張リ財的力
ナシ者ガ此ノ自治體ノ事務ニ參與ス
ルコトハ出來ナイト云フヤウナ觀念ガ
出來ルカラシテ、サウ云フ區別ハ廢ヌ

者ハ相當ノ報酬ヲ出スコトニシタ、刑
關係ガアルカラシテ、今度ノ改正ニハ
ソレハ削除シナカツタ、元通りニシ
タ、ソレカラ當選者ノ資格審査ノ標準
ト云フモノヲ事前ニ發表シテ貰ハナイ
ト、非常ニ混亂ヲ來スガドウカ、是ハ
能ク調べテ事前ニ發表スル積りダ、議
員ノ定數ヲ各團體共ニ引上ゲタノハ、
是ハ時代進行ヂヤナイカ、少數ノ方ガ
宜イト思フケレドモ、又考ヘ方ニ依ツ
テハ民主的ノ訓練ヲ多數ノ者ニ與ヘル
ト云フ意味カラ言ツテモ、是ハ理由ガ
アルコトト思フ、市長ナドノ國家的待
遇ハ如何ニモ低イシ、他ノ者ノ市長其
ノ他ノ公務員ニモ國家的待遇ヲ與ヘテ
宜イト思フガドウダ、是ハ何レ官吏ノ
待遇問題ト云フモノハ今日ノ時世ニ於
テハ再検討ヲ要スルモノニアツテ、公
務員モ官吏ト同ジ待遇ニスペキモノデ
アラウト思フ、近ク制定セラルベキ公
務員法ト同時ニ研究シヨウト思フ、其
ノ他知事方官吏タル部下ヲ使フコトガ
出來ルカ、部下ノ統率ニ困ルヂヤナイ
カ、或ハ吏僚制度ノ確立、公務員ノ訓
練等ニ關聯シテ質問ガゴザイマシタ、
又教員ガ此ノ度ハ現職ノ儘知事ニモナ
レルト云フコトニナツタ、是ハ政治ト
教育ト混淆スル處ハナイカ、之ニ對シ
テ、國民學校ノ教員ハ其ノ團體カラ給
與ヲ受ケルモノデアルカラシテ、ソレ
ガ出來ナイノデアルガ、マア其ノ職務
ノ分量ヲ比較シテ見マシテ、非常ニ困
ルヤウナ場合ニハドツチカラ僻メサセ
ナケレバナラヌダラウ、殊ニ教員ニ付
テハ身分上ノ監督權ヲ外デ持ツテ居ル
カラ差支ナイコトト思フ、選管管理委

員會並ニ監査委員ト云フモノニ付テ獨立性ヲ與ヘタ結果、執行機關タル知事、市町村長等ノ權限ヲ阻害スルヤウナコトガアリハシナイカ、併シ執行機關ヲ獨立性ヲ持ツ機關ガアルト云コトハ、行政ノ公正ヲ期スル上ニ於テ必要ハ、早イト思フ、但シ府縣「プロック」ノ弊ハ十分是正シテ行キタイ、大都市ノ特別市制ヲドウスルカ、東京都ノ外ニマダ特別市制ヲ布イテ宜イヤウナ所ガ澤山アルガドウスルカ、是ハ近イ將來ニ地方制度調査會ト云フモノヲ設ケテ其所デ研究シテ見タイ、又東京都ノ區度ニ於テ、都ノ條例デ以テ其ノ範圍ヲ決メルベキデアル、財源ハドウスルカ、區稅ヲ認メマシタシ、又都カラ區ダ、是ハ東京都ノ一體性ヲ害サザル程度ニ對スル交付金等ニ依ツテ賄ツテ行ク、起債ハ許スノカ、區債ハ人體營造物ヲ目的トスル起債ガ多ク、ソレニミニ限リタイト思フガ、結局起債ノ償還財源ハ營造物ノ使用料デ賄ヘル程度ニ止メタイト思フ、東京都ノ廢置分合ト云フコトハ必要ト思フガドウナシテ居ルカ、是ハ現在戰災ヲ蒙シテ、或區ノ如キハ一萬デ、或區ノ如キハ四十萬人ト云フ非常ニ凸凹ニナツテ居ルガ、此ノ次ノ選舉迄ニ之ヲ何トカ調整シテ行キ、適當ニ廢置分合ヲシタイト云フ意味デ只今東京都ノ方デ研究中デアル、町内會、部落會ヲ法制化スル意思ハナシカ、是ハ目下發達シツ、アルノデア

○男爵松平外興宣君
マシダ都制、市制、町村制並ニ府縣制ノ一部改正ニ關スル法律案ニ付キマシテ自分ハ贊意ヲ表スル次第アリマスガ、自分ノ希望ヲ若干申述べタイト思ヒマス、此ノ諸法案ガ本會議ニ上程サレマシタ時ニモ申シタノデアリマスガ、此ノ新シキ思想、非常ナ進歩的、非常ナ自由ナ、民主的、此ノ新シキ制度ガ生れ出マシテ是カラ新シキ發足ヲスルニ當リマシテハ、從來ノ國家行政ト地方行政トノ間ガ餘程遠ツテ參りマス、従ツテ從來ノ觀念ヲ下ニ此ノ新シキ法制ニ對處シタナラバ、却テ過チガ起リハシナイカト思ヒマス、此ノ意味ニ於キマシテ所謂國家行政ト地方行政トハ今後一層緊密ノ連絡ヲ持チ、足ラザル所ハ補ヒ、餘レル所ハ之ヲ省クト云フ意味デ、才瓦ヒノ協力的態度ヲ以テ行キマセヌケレバ、折角出來マシタ身分ノ問題ニ付キマシテ、知事ヲ何故所ノ美シキ制度ハ其ノ效果ヲ見ルコトハ出來ナイト思フノデアリマス、殊ニ先程委員長ノ御報告ニゴザイマシタ通り、例ヘバ例ヲ申シマスルト、知事ノ身分ノ問題ニ付キマシテ、知事ヲ何故直チニ公吏ニシナカツタコト云フ質問ガアリマシタ時ニ、所謂知事ハ現在官吏デ國家ノ行政事務ヲ多量ニ持ツテ居ル、此ノ一面カラ考へマシテモ所謂國ノ委任事務ト地方ノ固有事務トノ關係ト云フモノヲ、此ノ際餘程莫斷的御考ニ付キマシテハ、從來ノ因襲、從來ノ慣行、從來ノ權限争ヒ、是等ヲ全部御破算ニシマシテ、白紙ニ還ツテ新シキドウズ此ノ委任事務ト固有事務ノ接配ニ付キマシテハ、從來ノ因襲、從來ノ慣行、從來ノ權限争ヒ、是等ヲ全部御希望スル次第アリマス、其ノ次

ニハ先程モゴザイマシタガ、現在ノ政
府直結機關ノ數ノ非常ニ多イコトデア
リマス、一例ヲ申シマスガ、現場關係
ヲ除キマシテ他ノ各省ノ關係ヲ見マス
ルト、全國ニ四百七十箇所モアルノ
デアリマス、是ハ全部國費支辨ノ國家
ノ直結機關デアリマス、此ノ直結機關
ト云フモノヲ整理スルコトハ當然起ル
ベキ問題デアリマス、各部門ヲ見マシ
テモ比較的ニ多イノハ農林關係デアリ
マス、農林關係ガ其ノ中二百二十七箇
所持ツテ居ルノデアリマス、斯ワ云フ
ヤウナ配置ヲ考へ、又新シキ制度ノ運用
用ノ上ニ於テ是等ヲ整理按配スル場合
ニ於テ、所謂各省ノ權限爭ヒヲ固執ス
タナラバ決シテ好イ效果ハ得ラレマセ
ズ、内務大臣ニ於カレマシテハ、各省
トノ關係ハゴザイマセウケレドモ、是
等ノ政府ノ直結機關ノ整理敢行ト云フ
モノノ一大英斷ヲ以テ、飽ク迄モ初志ヲ
貫クダケノ度胸ト熱意トヨ以テ之ヲ爲
サイマセスケレバ、恐ラク其ノ效果ヲ
得ルコトハ出來ナイト思ヒマス、是ハ
特ニ御願ヒ致シタイト思ヒマス、第三
番目ニハ先程モゴザイマシタガ、地方
財政ノ確立デアリマス、是ハドウシテ
モ爲サネバナラヌト思ヒマス、今迄ノ
地方財政ノ根本、並ニ國家的ノ之ニ對ス
ル財政上ノ補助、是等ノ問題ハゴザイマ
スケレドモ、是カラ將來十年二十年ノ先
ヲ考へテ見マス場合、果シテ今日ノ制
度ヲ以テ満足スベキヤ否ヤ、是ハ非常
ナ疑問デアリマス、寧ロ新シク是亦御
算算ニシマシテ、國稅ト地方稅ト云フ
モノニ對スル新シキ所ノ制度、新シイ方
針下云フモノヲ確立セラレマシテ、ソ
レニ依ツテ斷行サレマスナラバ始メ
地方ノ財政ト云フモノハ從來ニ比シニ

レ等ノ相手方ヲナクナシマシテ、國家財政モソ
國家財政ハ國家ダケノ支辨ニ充當
スルト云フノデ、分野ガ非常ニ明確
化スル感ジガ致スノデアリマス、
此ノ點ヲ考ヘラレマシテ、ドウシテモ
地方財政ト云フモノハ此ノ際十分ナル
御研究ノ下ニ、大藏省當局ト御研究下
サマイマシテ、立派ナル所ノ稅制ト云フ
モノノ確立ヲ切ニ希望スル次第デアリ
マス、以上三點ノ希望ヲ以チマシテ、
私ハ本案、各原案ニ賛成スル次第デア
リマス

聯想シテ共ニ其ノ功績ヲ偲ブ所デアリ
マス、明治十六年山縣公ガ内務卿ニ就
任セラレテ、先づ力ヲ注イダノガ是デア
リマシテ、當時五箇條ノ御誓文ニ基ク
自由民權ノ叫ビニ應ジテ、憲法ノ制定
ガ公約セラレタニ付テ、立憲制ノ實施
ニ當ツテハ先づ地方自治ノ制ヲ建テテ
之ヲ以テ國家ノ基礎ヲ舊固ニスル必要
ガアルト共ニ、國民ヲシテ政治參與ニ
習熟セシムル要アリトシテ之ガ制定ヲ
急イダ次第デアリマス、而シテ當時我
ガ國國政運營ノ基本的方向ニ合致スル
如ク、中央集權ノ色彩極メテ濃厚ナル
「プロイゼン」ノ地方自治制度ニ範ヲ採
シタモノデアリマス、又府縣ノ制度ハ
徹底的ニ獨佛等大陸系統ノ官治行政主
義ニ則ツテ組立テラレタモノデアリマ
シテ、府縣ガ不完全自治體ト謂ハレタノ
モ正ニ其ノ所以デアリマス、我が國自
治制度ノ確立運營ガ爾來國家ノ發展ニ
貢獻シタル所大ナルモノデアルコト
ハ、記念式典ニ於ケル治績見ルベキモ
ノアリトノ御言葉ニ明カデアリマス、
五十餘年ノ間ニ我ガ地方制度ハ時代ノ
思潮ト要求トニ應ジマシテ十數回ノ改
正ヲ經テ居リマスガ、今次ノ改正ヨソハ
現行諸制度ニ對スル正ニ百八十度ノ方
向轉換デアリマス、即チ「ドイツ」流
ノ中央集權主義ヲ基調トシ、官治統制
ヲ建前トスル從來ノ地方制度ヲ、地方
分權主義ヲ基調トシ、住民ノ自治ノ思
想ヲ根幹トスル英米流ノ地方制度ニ切
換ヘルト云フコトデアリマシテ、誠ニ
並々ナラヌ努力ヲ要スル大事業デアリ
マス、サリナガラ今ヤ我ガ國ハ「ボツ
ダム」宣言を諾ノ大方針ニ則ツテ、國
政全般ノ徹底的ナル民主化ヲ圖ルコト
ニ相成ツタノデアリマス、惟フニ聯合
國ノ期待スル所ハ從來好戦國、侵略國

二平和ヲ愛好スル民主國タラシメムト
スル所ニアリマセウ、之ガ爲ニハ假令
戰爭ヲ拠棄スルト申シテモ、實際ニ於
テ戰爭ノ出來ナイ仕組ニスルコトガ要
望セラル、譯デアリマセウ、即チ新憲
法ノ精神ニ基イテ茲ニ打チ建テラルベ
キ我ガ國地方法度ハ徹底的ニ地方分權
主義デアリ、住民自治ニ徹シナケレバ
ナラストセラル、所以デアルト存ジマ
ス、前申ス如ク從來ノ我ガ地方制度ハ
主トシテ「プロシア」ノ制度ニ倣シタモ
ノデアリマスガ、之ニ付テ想ヒ起スコ
トハ從來米國ノ政治學者ノ日本觀ニア
リマス、今其ノ一例ヲ申上ゲマスレ
バ、日本ノ政治組織ハ多クノ點ニ於テ
「プロシア」ノ專制的政治組織ニ類似
シテ居ル、ソレハ人民ニ依ル政治タ
ルヨリモ寧ロ人民ノ爲ノ政治デア
ル、米國ノ憲法制定當時ニ「モンテス
キエー」ガ尊重セラレ、植民地時代
ノ政治ニ英國ノ政治組織ガ躰襲セラ
ルベキ理想ヤ模範ヲ提供シタヤウニ、
日本デハ「ビスマルク」ガ神ノ使者デア
リ、「プロシア」人ト「プロシア」憲法等
ガ其ノ模範ヲ爲スモノデアツタ、伊藤
公モ英國ノ制度ハ成文法デナイカラ、
其ノ儘寫シ取ツテ歸レナカツタデアラ
ウト云フコトモ申シテ居リマス、尙更
ニ「ドイツ」ガ模範トセラレタノハ、何
等怪シムニ足ラナイ、氣風カラ言ツテ
モ「ドイツ」人ト日本人トハ過去ニ於テ
モ現在ニ於テモ多分ニ共通點ヲ持ツテ
居ル、國家主義、帝國主義、軍國主義、
ヨリノ米國人ノ日本觀ノ一ツデアツタ
コトハ注目ス、キ點デアルト思ハレマ

ス、擬、立憲制^ニ自治制^ニ付テ
トハ「グナイスト」以來ノ定論デアリ
シテ、今更申ス迄モアリマセヌガ、半
國ノソレハ如何デアツタ、又現在如何
デアリマセウカ、「キリスト」教國ニ松
ケル最惡ノモノハ米國ノ市役所^ニデア
ル、最モ浪費的デ、最モ非能率デ、且
原因デアリマス、只今ヨリ五十六年差
ノコトデアリマス、其ノ後モ所謂「ターナ
マネー」黨ノ名ト、其ノ政治家ノ公器
ヲ私スル「スポイル・システム」ト
天下周知ノコトデアリマス、去リナガ
ラ米國市民ノ覺醒ト演論ノ動キニ佐
ル、自治權擁護運動ニ依ツテ著々自治
制ハ改善セラレマシタ、彼ノ少數理學
者ニ依ル市政、即チ委員制度「コソ
ティ・システム」、是ヨリ進展シタル吉
利、自治權擁護運動ニ依ツテ著々自治
制ハ改善セラレマシタ、彼ノ少數理學
ニ採用セラレル外、海ヲ越エテ「ヨ
ロッパ」大陸ニモ之ニ倣フモノヲ見ル
ニ至ツテ居リマス、更ニ最モ注意スベ
キハ、住民自治ノ眞諦トモ稱スベキ事
民ノ一般投票ニ依ル請求權、即チ議會
ノ解散ヲ請求スル「レフエレンダム」
自治體ノ首長竝ニ議員ノ職務ヲ請求ス
ル「リコール」、茲ニ條例若シクハ規^ニ
ノ制定ヲ請求スル「イニシヤチーブ」
是等ノ三制度ノ如キハ、實ニ廣く外國
リマスル地方自治制改正案ヲ通覽ス、
バ、政府原案ト言ヒ、亦衆議院ノ修正
ト言ヒ、孰レモ洩レナク此ノ精神ニ
シタル所ヲ以テ、只今議題ト致シテ臣
ウテ企畫立案セラレタルモノト云フ。

トが明白デアリマス、唯政府原案ニ付テハ、過般本會議ニ於ケル質問中ニヨリマシタ通り、此ノ提案ハ餘りニ争ギ過ギテハ居ラヌカ、新憲法ノ確定ヲ待ツテ熟慮考査ヲ盡クシテ提案スベキデハナカツタカト云フコトデアリマスルガ、去リナガラ時々刻々遷り變ルトモ申スベキ此ノ頃ノ情勢下ニ於キマッテハ、一日モ速カニ國家ノ基本法ヲ改定シテ、國家再建ノ準備ヲ整ヘルコトハ「ジー・エッチ・キュー」ノ歎望スル所デアリマセウシ、衆議院ガ此ノ情勢ヲ達觀シテ、寧口此ノ際禍ヲ轉ジテ福ト性命シテ、國家再建ノ準備ヲ整ヘルコトハ一大決心ヲ以テ、勇躍政府原案ニ大修正ヲ加ヘテ、理想ノ實現ニ臻進タルモノト察セラレマス、蓋シ「ジー・エッチ・キュー」ノ期待ニ副フモノト存ズル次第デアリマス、而モ率直ニ申ヤバ、政府原案ニモ、衆議院ノ修正ニモ、體系ノ必ズシモ整ハスモノモアルト判ハレマスルガ、是モ今回勿々ノ際ニモテラレタ改正トシテハ誠ニ已ムヲ得ヌコトト存ズルモノデアリマス、而シテニ政府ハ引續キ第二次ノ地方制度ノ改正モ、次ノ議會デシヨウト云フコトデアリマスルノデ、今次改正ニ於テ彼此階調點等ニ於テモ其ノ際十分再検討ヲ得タルノ整ハザル點、民主化ノ尙不徹底ナル成ラスヤウナ、十分ニ御配慮アラムトヲ望ムモノデアリマス、尙本改正案ニ付タキ我ガ國情ニ副ケルガ如キ結果ニ相成ラスヤウナ、ト共ニ、徒ニ理念ニ趨ツテ今モ現レテ居リマスルガ、此ノ際私舌特ニ御願ヒ致シタイト存ジマスルノデ、只今委員長ノ報告並ニ松平男爵ノ御演説中一二點ヲ附加ヘルコトヲ御許ヲ得タク存ジマス、第一ニ、今回ノ改正ハ根本

的革新デアリマシテ、我ガ國民ニ取ツテハ全ク新規ノ制度デアリマス、從ツテ國民竝ニ自治當局者ニ於テ、果シテ堪ヘヌモノガアルノデアリマス、徹底的住民自治ノ精神ガ正シク國民ノ間ニ了解セラレ、自治當局者亦新制度ノ眞髓ニ徹シテ、運營ノ衝ニ當リ得ルト云フ點ニ付テハ、先ヅ以テ政府ニ於テ、遠カニ今次改正ノ趣旨ノ普及徹底ト其ノ訓練トニ施策ヲ要スルモノト信ジマス、而シテ之ニ付テハ一時のノ宣傳ニ止メズ、繼續的計畫的方法ヲ講ジテ、是ガ實施ニ努力ヲセラル、コトハ、極メテ必要ナル事項ト信ジマス、第二ニ制度運營ノ成果ノ大部分ハ、當局其ノ人ニ依ルノデアリマス、政府ニ於テハ此ノ機會ニ新タニ公務員制ヲ制定セラル、由デアリマスガ、從來ノ公務員ニ實績ニ鑑ミラレマシテ、公務員精神ノ向上ヲ主眼トシ、其ノ任務ノ遂行ニ對スル責任觀ヲ深カラシムル點ニ、十分ナル考慮ヲ廻ラサレマシテ、且公務員ニ對ズル不斬ノ訓練ヲ施シ、制度實施ニ遺憾ナカラシムルヤウ留意アラムコトヲ希望シテ已ミマセヌ、第三ニ、前ニモ申述べマシタ通り、米國ニ於テハ自治行政ノ刷新ニ付テ、啻ニ制度ノ改正ニ依ルノミナラズ、市民ノ覺醒ニ依ツテ、自治行政ノ腐敗防止、弊風刷新ヲ圖ツタノデアリマス、是ガ爲ニ各自治體ノ市政調査會、市政刷新俱樂部トモ中スペキ、幾多ノ團體ガ成立シテ熱心ニ調査研究ヲ遂ゲテ、改善ノ實ヲ擧ゲツ、アルノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、此ノ諸施設ノ實現、獎勵、指導セラル、コトモ亦必要ナ

ルゴト存ズル次第アリマス、
以上ノ希望ヲ附シテ本修正案ニ
賛成スル次第アリマスルガ、終ニ臨
シテ本件ニ關シ、今春來今日ニ至ル
迄、内務大臣初メ内務當局ノ容易ナラ
ザル御努力ニ對シテ敬意ヲ表シ、向後
一層ノ御奮闘ヲ祈ル次第アリマス
○議長(公爵徳川家正君) 他ニ御發言
モナケレバ五案ノ採決ヲ致シマス、五
案ノ第二讀會ヲ開クヨトニ御異議ゴザ
イマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○子爵西大道吉光君 直チニ各案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大道子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 五案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全
部ヲ問題ニ供シマス、五案全部委員長
ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○子爵西大道吉光君 直チニ各案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大道子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長（公爵徳川家正君）五案ノ第三案ノ讀會ヲ開キマス、五案全部第二讀會ノ決議通り御異議ナシト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家正君）御異議ナイント認メマス

○議長（公爵徳川家正君）御異議ナシト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家正君）日程第十八、勞働關係調整法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告渡邊男爵

○議長（公爵徳川家正君）右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報宣候也

昭和二十一年九月十九日

貴族院議長公爵徳川家正殿
委員長 男爵渡邊修二

〔男爵渡邊修二君登壇〕

○男爵渡邊修二君 勞働關係調整法案特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本法案ノ内容ヲ簡単ニ申上げマスレバ、労働爭議が發生シタル場合ニ労働委員會ヲシテ斡旋、調停及ビ仲裁ヲ爲サシメ、爭議ヲ公正迅速ニ解決セムトスルモノニアリマス、而シテ専勞働爭議權ニ最小限度ノ制限ヲ加ヘマシテ、公共事業ニ付キマシテハ所謂拔ヘムトシ、且警察官吏、消防職員、監獄勤務者、官公吏等ノ爭議行爲ヲ禁止ヘマシテ、公共ノ福祉ヲ擁護セムトスルモノニアリマス、特別委員會ハ本月七日委員長、副委員長ノ互選ヲ行ヒ、昨十九日迄七回開催致シマシテ、政府當局ト委員トノ間ニ熱心ナル質疑應答ヲ重ね、又懇談會ヲ開キマシテ、慎重審議ノ末、本法案ハ原案通り可決スベキモ

ノト議決セラレマシタ、先づ河合厚生大臣ヨリ本法案ノ説明ヲ聽キ、次て質疑ニ入リマシタ、質疑應答ノ集中セラレマシタノハ次ノ諸問題題アリマシタ、第一ハ賃金ニ付テデアリマシタ、我ガ國デハ日下賃金ノ不合理ガ許サレテ居リ、原價計算ノ採レナイ賃金デ出鱈目アルガ、賃金制度ニ付政府ノ所見ハ如何ト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ賃金問題ニ付テ國家ガ指導スルコトハムヅカシイ、最低賃金ハ通貨ニモ物價ニモ安定ナキ時ハ定ムルコトハムヅカシイ、最高賃金ヲ指定スレバソレニ吸収セラル、故ニ、最高最低共ニ指定出来ナイ旨ノ答辯アリマシタ、次ハ労働者ハ唯高額ノ賃金ヲ得レバ宜イト考ヘテ居リマス、企業者ト労働者トガ業績ガ良ケレバ株主ノ配當セ良クシ、労働者ノ賃金モ良クスルヤウニスル方ガ現下ノ状況上宜シクハナイカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ、社會ノ秩序ハ明確ニ定ムベキモノアリマシテ、將來ノ目標ハ資本ト勞力トハ繩ノヤウニナツテ進ムベキモノト思ヒマス、利潤無キ時ハ賃金ガ無クナリ、労働者ガ利潤ノ有無ニ依リ賃金ノ高低ヲ生ズレバ、労働者ノ生活權ハ危クナリマス、是デハ宜クナイト思フ旨ノ答辯アリマシタ、次ニ賃金ハ資本主義又ハ社會主義ノ孰レニ依ツチ之ヲ定メムトスルカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ、組合側デハ生活權ノ保障ヲ主張シ、經營者側デハ、生產能率ヲ考ヘテ能率貨金ヲ望ムデ居リマスガ、生活資金ノミデハ宜シクナク、之ニ能率貨金ヲ加味スペキト思フ旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ我ガ國デハ今迄形式貨金ガ行ハレテ居リマスガ、今後ハ如何ニスベキカトノ質疑ニ對シマシテ、政府ハ、

物價指數ニ依ル賃金、「カロリーニ」ニ依ル賃金ヲ定メザルベカラズ、只今ハ之ヲ定ムル意思ナキ旨ノ答辯デアリマシタ、第二ハ、家族手當ニ付テデアリマス、家族手當ハ生産ニ關係ナキ者ニ支給スベキモノデアルカラ之ヲ續行スルベ日本ノ産業ハ危クナラツ、政府ノ所見如何ト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ノ所見如キモノト思ヒマスガ、變動期ガ濟ミマシタナラバ解決ニ努力スベキ旨ノ答辯デアリマシタ、第三ハ、經營協議會ニ付テアリマシタ、經營協議會ハ勞資ノトキニ於テ行ハレテ居ルガ、株主ト經營者トノ間ニテノ間ニモ之ヲ開ク必要ガアルト思フ、目下我國ニ於テハ使用者ハ孤立シテ居リ、使用者組合ノ結成ヲ促進スベキデハナイカト云フ質疑ニ對シマシタ、政府ハ、勞働權ト經營權トハ別々ニ考ヘテ居リマス、事實上ノ問題トシテハ工場經營ニハ勞務ヲ無視スルコトハ出來マセヌ、生産ノ實行上勞働者ト折衝ノ必要ガアリ、經營權ハ十分尊重スルモ、使用者團體ノ結成ニ付テハ事實上民主主義ニ實行上勞務者ノ方面ヲ早クスル必要ガアツテ、勞働組合法ヲ先ニ制定シマシタ、事業者ノ方ハ、組織的ニナツテ居リマスカラ、後ニナツテ旨ノ答辯ガアリマシタ、第四ハ、勞働爭議ノ現狀ニ付テノ問題デアリマス、勞働爭議ノ現狀如何ト云フ質疑ニ對シテ、政府ハ、勞働爭議ハ昨年十二月カラ増加致シマシタ、昨年九月十月ハ一箇月二件、十二月ハ百件、本年一二月二月ニハ各々二百件、三月四月ハ百

數十件デアリマシテ、二月ガ頂上デアリマシタ、昨年十二月カラ物價ガ上リ、現實ニ生活ガ苦シクナリマシタノト、民主主義トデ俄ニ自由ニナツダノト相俟ツテ爭議ガ起ツタノデアリマス、三月ニ封鎖制度ガ探ラレタノデ少シ落付キ、事業主モ自發的ニ賃金ノ値上ヲ致シマシタ、三月カラ經營民主化ノ傾向ガ現レマシテ、經營協議會ノ問題ガ起リマシタ、爭議ガ「メーデー」ガ頂上デアリマシタ思ハレル、六月ハ食糧爭議デ、七月八月ハ爭議衰ヘ、最近ハ減ジマシタ、國鐵、海員組合ノ争議ハ消極的争議デ、首切心配ノ争議デアリ、労働者側カラ見レバ失業不安ノ争議デアリマシタガ、争議モ漸次軌道ニ乗シタト思ハレル旨ノ答辯ガアリマシタ、第五ハ、争議行爲ノ正當性ニ付デアリマス、國鐵「ゼネスト」行方ハレムトスルニ際シマシテ、國鐵「ゼネスト」特別時間表ヲ發表シタリ、職首絶對反對ト列車ニ大書シタル等ハ犯罪ヲ構成スルト思ハレルガ、政府ノ所見ハ如何ト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ斯カル行爲ハ事實ニ依リ能ク調べテ判断スベキデアルガ、大體犯罪ヲ構成スルト思フ旨ノ答辯デアリマシタ、次ニ争議ニ際シ暴行、脅迫、侮辱、虚偽ノ宣傳等ヲ爲ス行爲ガ、個人デアレバ罰セラレルガ、争議行爲トシテ之ヲ爲ス時ハ如何、特ニ司法當局ノ見解如何ト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、労働組合法第一條ニ方向ヲ示シテアリマス、正當ナル争議行爲ノミガ行爲ノ違法性ヲ阻却サレルモノデアリマシテ、最近ノ争議行爲ハ過ギデアル、労働者ノ反省ヲ要スルト思フ、今後ハ取締ヲスル當ナル争議行爲ノミガ行爲ノ違法性ヲ付テ政府ノ所見如何トノ質疑ニ對シ

マシテ、政府ハ、唯ノ同情寵業ハ好ミ
マセヌガ、具體的ノ對策ハ今考ヘテ居
リマセヌ旨ノ答辯デアリマシタ、第六
ハ勞働爭議ノ解決方法ニ付テデアリマ
ス、調停ニ付裁判所ニ勞務爭議部ヲ置
キ、調停ヲ取扱ハシメテハドウカ、又
調停ニ代ル裁判ヲ認メテハ如何トノ質
疑ニ對シマシテ、政府ハ、爭議ヲ裁判
所ニカケナカツタノハ、爭議ハ法律問
題デナク事實問題デアリ、根本ハ勞務
者ノ生活權ニ基礎ヲ置イテ居リ、個人
ハ生活ニハ徹底セル權利ヲ有ズルガ故
ニ、裁判所ニテ定メラレルコトヲ欲シ
ナイ、只今ノ處勞資共協調的態度ヲ望
シデ居ルト思フ旨ノ答辯デアリマシ
タ、第七ハ生產管理ニ付テデアリマ
ス、生產管理ヲ合法的ニヤレバ宜シ
ク、非合法的ニヤレバイケナイデハナ
イカ、如何トノ質疑ニ對シマシテ、政
府ハ、生產管理ニ合法、非合法アリト
云フガ如キハ大衆ニハ分リマセヌ、政
府ノ謂フ生產管理ハ所有權ヲ犯シ、相
手方ヲ害スルモノノ意味スル旨ノ答辯
デアリマシタ、又生產管理ハ、生產サ
ボタージニ對シテヤツテ居ルト思
ハレルガ如何トノ質疑ニ對シマシテ、
政府ハ、生產管理ハ生產サボタージ
ヲ原因トセズシテ居リマス、財
產權ノ侵犯アルモノガ生產管理ト思ヒ
マス、侵犯ナキモノハ生產管理デアリ
マセヌ、故ニ生產管理ハ今後取締ツテ
行カウト思フ旨ノ答辯デアリマシタ、
次ニ生產管理ヲ認メザル理由如何ト云
フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ生產管理
ハ根本的ニ考フレバ、個人ハ生存權、
勤勞權ヲ有シマシテ、又財產權ヲ有シ
マス、財產權ニ伴フモノハ經營權デア
リマシテ、多人數ガ同時ニ權利ヲ享利
スペキデアリマス、從ツテ他人ノ權利

ヨリ得ザレバ互ニ犯スコトヲ得ナイ、從
ツテ他人ノ權利ヲ犯スコトハ出來マセ
ス、故ニ財產權侵害ノアル生産管理ハ
正當デナイ旨ノ答辯デアリマシタ、第
八ハ、失業對策ニ付テデアリマス、新
憲法ニハ勤勞ノ權利、義務ガ定メラ
テ居ルニ拘ラズ、職ヲ求メテ求メラ
ズ懶カムトシテ勤クコトノ出來ナイ現
狀デアルガ、對策ハ如何ト云フ質疑ニ
對シマシテ、政府ハ、勤勞ノ機會ヲ與
ヘルコトハ勤勞署ニ於テ取扱ツテ居
マス、豫算モ六十億圓取ツテアリマス
カラ、之ニ依ツテ實行ヲシマセウ、都
市方面ニ六億圓位使用出來ルト思ヒマ
ス、道路ノ修繕等ヲ考ヘ補導所、共同
作業所、工場「アパート」等ヲ考ヘテ居
リマス、又一般ノ產業ニモ關係ガアリ
マスノデ、殊ニ石炭埠頭ヲ考慮シテ居
リマス、大正六年ノ失業ノ時モ、地方的
ニ吸收セラレマシテ、大シタ失業者ハ
出サナカツタ旨ノ答辯ガアリマシタ、
右ノ外重要ナル質疑應答ハ澤山アリマ
シタガ、之ヲ省略致シマシテ速記録ニ
讓リタイト思ヒマス、斯クシテ質疑ヲ
終リマシテ、討論ニ入りマンタ處、
三委員ヨリ原案賛成ノ意見ノ開陳ガア
リマシテ、採決ニ入り、本法案ハ全會
一致、原案通り可決スペキモノト議決
○議長(公爵德川家正君) 別ニ御發言
マス
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス、次會ノ議事日程ハ、決定次
第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日
モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本日
案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザ
イマセヌカ

異議「ナシ」ト呼フ者アリ】

午前十一時二十四分散會

ヲ尊重スペキデアルノデアリマス、一ツノ工
場デハ勞働權ト、經營權トガアリ、承諾

ヲ得ザレバ互ニ犯スコトヲ得ナイ、從

ツテ他人ノ權利ヲ犯スコトハ出來マセ
ス、故ニ財產權侵害ノアル生産管理ハ
正當デナイ旨ノ答辯デアリマシタ、第

八ハ、失業對策ニ付テデアリマス、新

憲法ニハ勤勞ノ權利、義務ガ定メラ

テ居ルニ拘ラズ、職ヲ求メテ求メラ

ズ懶カムトシテ勤クコトノ出來ナイ現

狀デアルガ、對策ハ如何ト云フ質疑ニ

對シマシテ、政府ハ、勤勞ノ機會ヲ與

ヘルコトハ勤勞署ニ於テ取扱ツテ居

マス、豫算モ六十億圓取ツテアリマス

カラ、之ニ依ツテ實行ヲシマセウ、都

市方面ニ六億圓位使用出來ルト思ヒマ

ス、道路ノ修繕等ヲ考ヘ補導所、共同

作業所、工場「アパート」等ヲ考ヘテ居

リマス、又一般ノ產業ニモ關係ガアリ

マスノデ、殊ニ石炭埠頭ヲ考慮シテ居

リマス、大正六年ノ失業ノ時モ、地方的

ニ吸收セラレマシテ、大シタ失業者ハ

出サナカツタ旨ノ答辯ガアリマシタ、

右ノ外重要ナル質疑應答ハ澤山アリマ

シタガ、之ヲ省略致シマシテ速記録ニ

讓リタイト思ヒマス、斯クシテ質疑ヲ

終リマシテ、討論ニ入りマンタ處、

三委員ヨリ原案賛成ノ意見ノ開陳ガア

リマシテ、採決ニ入り、本法案ハ全會

一致、原案通り可決スペキモノト議決

○議長(公爵德川家正君) 本案ノ第三

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナイ

ト認メマス、次會ノ議事日程ハ、決定次

第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日

モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本日

案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザ

イマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ】

○議長(公爵德川家正君) 本案ノ第二

○議長(公爵德川家正君) 御異議ゴザイマセヌカ

ト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ】

○議長(公爵德川家正君) 本案ノ第一

○議長(公爵德川家